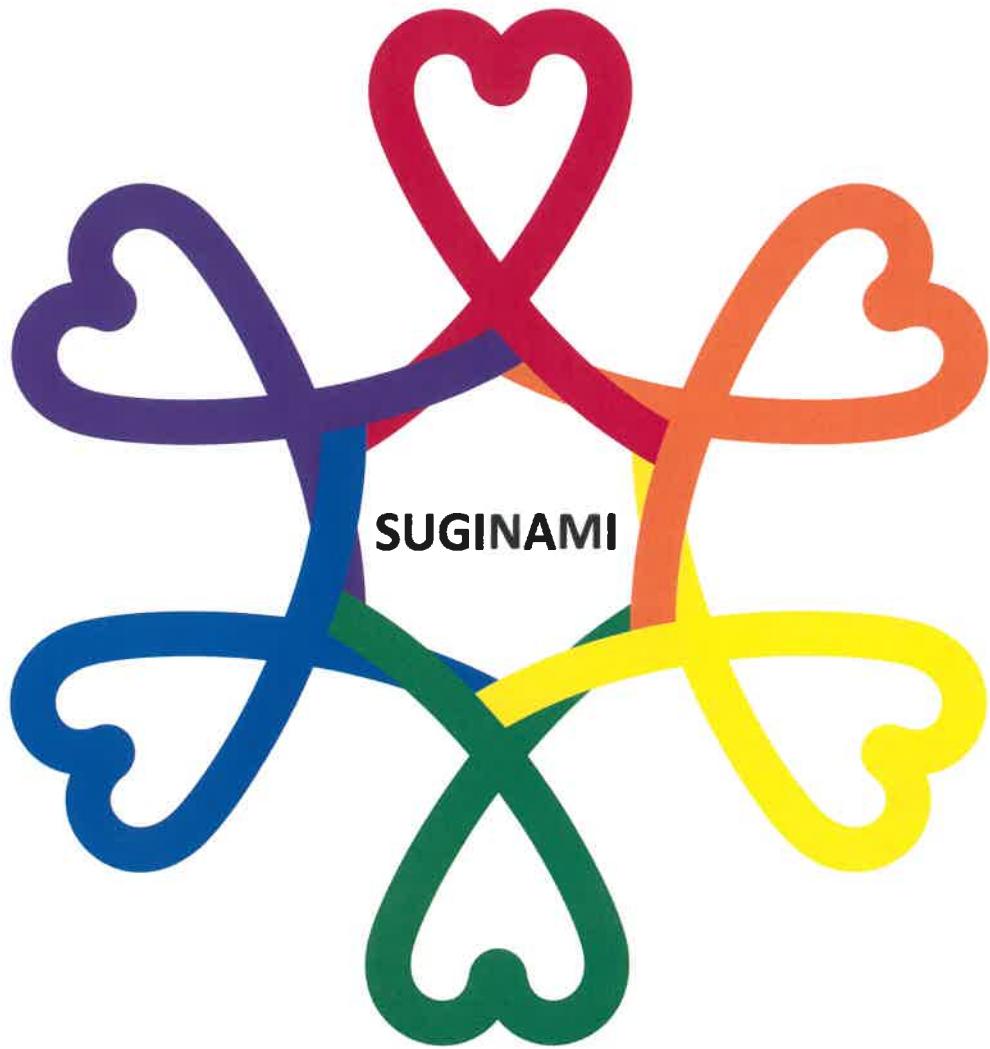


性の多様性が尊重される地域社会 の実現に向けた取組を推進します

杉並区は「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」*に基づき、一人ひとりが性の違いを互いに認め合い、安心して暮らすことができるよう取り組んでまいります。

*令和5年4月1日に施行



条例に基づく新たな取組

パートナーシップ制度

- パートナーシップ関係にある、性的マイノリティのカップルの生活上の不便を軽減するため、**令和5年4月24日(月)から開始**します。
- 届出を受理したカップルに、区がパートナーシップ届受理証を交付します。

※届出の予約受付は令和5年4月17日(月)開始します。
詳しくは裏面をご覧ください。

性的マイノリティ専門相談

- 令和5年4月12日(水)から、「自分の性別に違和感がある」など、性的マイノリティに関する様々な相談をお受けします。
- 本人のほか、家族や友人等からの相談もお受けしますので、お気軽に電話ください。

📞 03-5307-0784

毎月第2水曜日 16時～19時(祝日を除く)

杉並区パートナーシップ制度のあらまし

1 目的

性の多様性が尊重される地域社会の実現に資する取組の一環として、パートナーシップ関係にある2人の生活上の不便を軽減するために創設・運用を図るもので

2 対象となるカップル

互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合い、共同生活を営むことを約し、以下の要件を満たすカップル。

- 双方が成年に達していること
- 双方が区内在住（3か月以内に転入予定であることを含む）
- 双方が現に婚姻しておらず、他者とのパートナーシップ関係^{*2}ないこと
- 双方の関係が近親者でないこと
- 双方又は一方が性的マイノリティ^{*1}であること

*1:性的マイノリティ：性的指向が異性に限らない者、又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者。

*2:パートナーシップ関係：双方又は一方が性的マイノリティであり、互いの人権を尊重し継続して協力し合い、共同生活を営むことを約した2者間の関係。

3 手続きの流れ（届出から受理証交付まで）

事前予約の上、必要書類を持参して、区（区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係）へ届け出ていただきます。区は必要書類等を確認し、受理証等を2人に交付します。

①



手続きの事前予約

必ず事前（届出希望日の2か月前から7日前まで）に男女共同・犯罪被害者支援係へお電話ください。希望する手続きや来庁日時等をお伺いします。

②



届出

予約した日時に必要書類を持参の上、2人で男女共同・犯罪被害者支援係までお越しください。
届出に当たっては、プライバシーに配慮した個室を用意します。

③



受理証等の交付

必要書類を確認し、要件を満たしていると認められた場合、受理証等を交付します。書類確認作業等によりお時間がかかる場合があります。

注：パートナーシップ関係を解消した場合や、住所変更など届け出た内容に変更等が生じた場合は、その都度、届出をお願いします。

4 受理証の活用

本制度により、パートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面で手続きが円滑になるほか、区営住宅の入居申し込み等、新たにサービスが受けられるようになります。

区内事業所の皆様には、パートナーシップ届受理証の提示を受けられた際は、制度の趣旨を踏まえ、日々の生活におけるご配慮や、企業の事業活動で活用いただくなど、ご協力をよろしくお願ひいたします。

【サービス提供の例】

- 医療機関等における診療情報や面会の機会の提供
- 携帯電話などの家族を対象とした割引の適用
- 生命保険の受取人の指定など



5 東京都パートナーシップ宣誓制度との関係

杉並区と東京都が締結した連携協定（令和5年4月1日から適用）により、杉並区パートナーシップ届受理証をお持ちの方は、都の事業等をご利用いただくことができます。

詳細は各ホームページでご確認ください。

- ①～④ 杉並区ホームページ
「パートナーシップ制度」のページ⇒



⑤ 東京都ホームページ

- 東京都パートナーシップ宣誓制度
「都内自治体との連携」のページ⇒



お問い合わせ先

杉並区区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係
03-5307-0326 (直通)
月～金曜（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時

性的マイノリティに関する取組の詳細は、
区のホームページをご覧ください。⇒

